

岡山県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例が施行されました。

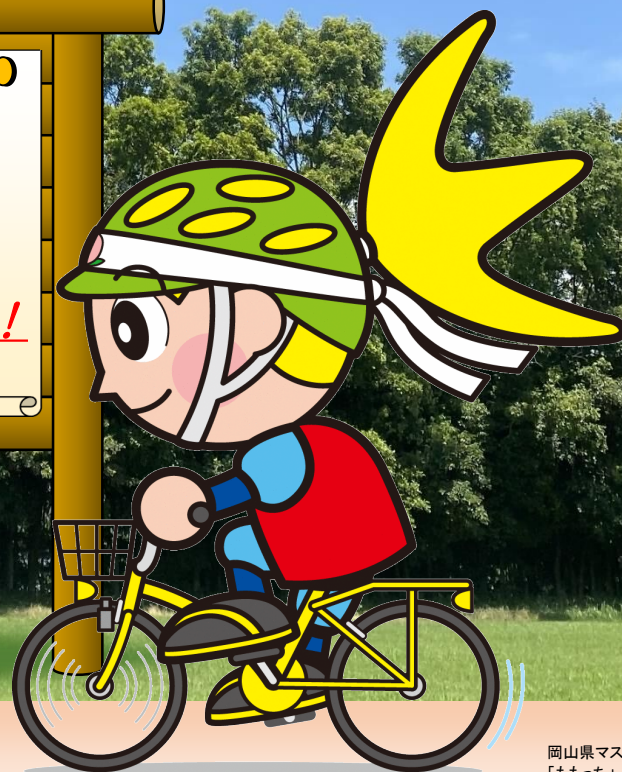
【事業者対象】

(岡山県自転車条例)

令和6年3月22日施行

🚲 自転車の利用は
ルールを守って安全に！

🚲 令和6年10月1日から
自転車保険(※)の加入義務化！



岡山県マスコット
「ももっち」

(※) 自転車保険(自転車損害賠償責任保険等)～自転車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障することができる保険又は共済をいいます。

自転車の安全利用

事業者は、自転車の安全で適正な利用の促進に関して、次のことに努めましょう。【努力義務】

- 事業で自転車を利用するときの安全で適正な利用の促進
- 国、県、市町村及び関係団体が実施する交通安全運動等の自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策への協力
- 通勤や事業に自転車を用いる従業員に対する交通安全教育及び情報の提供
- 事業で用いる自転車の点検整備

令和6年10月1日スタート！

自転車保険への加入義務化等

- 自転車利用者が加害者となる交通事故で、相手を死亡させたり重大なケガを負わせたことにより、裁判で1億円近い賠償を命じられるなどの高額賠償事例が多数出ています。
- 万が一の加害事故に備えて、自転車利用者(未成年の場合は保護者)・自転車を事業に用いる事業者・自転車貸付事業者の方は、自転車保険への加入が必要です。
- 事業所では、自転車通勤者に対する自転車保険の加入の有無の確認に努め、加入していることを確認できない場合には、加入についての情報提供に努めましょう。【努力義務】

自転車保険



岡山県マスコット「うらっち」

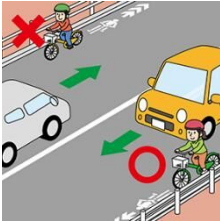
※ 岡山市では、令和3年4月に「岡山市自転車の安全で適正な利用を促進するための条例」が施行されており、同条例により、自転車利用者等の自転車保険への加入義務等が定められています。同条例中に、岡山県自転車条例で定める規定に相当する規定がある場合は、岡山市では、岡山県自転車条例の規定は適用されません。

岡山県・岡山県交通安全対策協議会

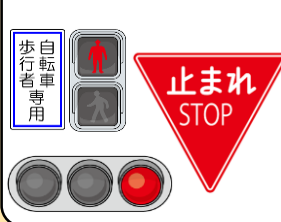
自転車安全利用五則

自転車は「車両」です。車両の運転者として責任を自覚し、交通ルールをしっかりと守りましょう。

1 車道が原則、左側を通行
歩道は例外、歩行者を優先



2 交差点では信号と一時停止
を守って、安全確認



3 夜間はライトを点灯



4 飲酒運転は禁止



5 ヘルメットを着用



岡山県マスコット
「ももっち・うらっち」

自転車保険について

令和6年10月1日から加入が義務化！

業務で自転車を利用中に発生した交通事故は、利用者個人で加入している自転車保険では補償されません。

事業者において事業用の保険に加入する必要があります。

【自転車を事業に用いる事業者向け】

- 施設賠償責任保険
- 自転車の車両に付帯したTSマーク保険（点検基準日から1年間） 等

【従業員やその家族の方など一般の自転車利用者向け】

- 自転車向けの保険（共済）
- 自動車・火災・傷害保険（共済）等に付帯する個人賠償責任補償特約等
- クレジットカードに付帯する個人賠償責任補償
- 会社等の団体構成員向けの保険や、PTA・学校が窓口となる保険
- 自転車の車両に付帯したTSマーク保険（点検基準日から1年間） 等

従業員やそのご家族の方へ～自転車保険への加入をチェックしてみましょう

- 新たに自転車保険への加入手続きをする前に、すでに加している保険の内容を確認してみましょう。自転車の加害事故に対応しているかもしれません。
- すでに加している保険が自転車の加害事故を補償の対象としているかどうか分からない場合には保険証券を用意してご契約の保険会社等にお問い合わせください。

